平成２７年（フ）第５０８号
川崎市宮前区初山２丁目６番57号　マークス・フォート　201
債務者　平林　清彦
1　決定年月日時　平成27年11月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第５１２号
川崎市川崎区浅田２丁目２番14―306号
債務者　澤地　善之
1　決定年月日時　平成27年11月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第５１３号
川崎市宮前区宮前平１丁目６番地14　ハーバー宮前
債務者　佐藤　誠剛
1　決定年月日時　平成27年11月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第５２０号
川崎市川崎区池上新町３丁目１番８号　聖風苑、前住所川崎市高津区下野毛１丁目７番16号　コーポ多摩川　302
債務者　村上　孝二
1　決定年月日時　平成27年11月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第５３０号
川崎市中原区木月３丁目40番11―306号　天徳ハイツ
債務者　井澤美千代
1　決定年月日時　平成27年11月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第１２２号
山口県下関市吉見新町２丁目９番15号
債務者　嘉川　敬章
1　決定年月日時　平成27年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２７年（フ）第１５８２号
愛知県春日井市藤山台４丁目１番地１　405号棟420号室
債務者　藤本　里美
1　決定年月日時　平成27年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１６６１号
愛知県豊明市新田町中ノ割70番地１　ブルーアース102号
債務者　岩瀬万由美
1　決定年月日時　平成27年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１５７号
島根県安来市安来町1261番地
債務者　野坂　和臣
1　決定年月日時　平成27年11月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで
松江地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２２６号
埼玉県深谷市小前田1757番地７
債務者　松尾　美生（旧姓角田）
1　決定年月日時　平成27年11月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月29日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第１５９２号
名古屋市熱田区大宝１丁目14番３―811号（白鳥パークハイツ日比野東）
債務者　木下　仁美
1　決定年月日時　平成27年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１６２５号
名古屋市天白区元八事５丁目18番地　ギャザーＫＹ１―Ｃ号、従前の住所名古屋市天白区八幡山1225番地　いずみ荘201号
債務者　村瀬満里子
1　決定年月日時　平成27年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４１７号
栃木県宇都宮市鶴田町1899番地34、前住所栃木県宇都宮市屋板町1111番地25　佐藤方
債務者　小林　浩一（旧姓白川）
1　決定年月日時　平成27年11月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月25日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第９５５０号
東京都江戸川区東小岩１丁目16―４
債務者　高橋千惠子
1　決定年月日時　平成27年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９５５５号
東京都江東区扇橋３丁目15―３―401
債務者　初鹿野　香
1　決定年月日時　平成27年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月12日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９５７０号
東京都杉並区阿佐谷南３丁目10―25―101
債務者　堤　　文子
1　決定年月日時　平成27年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部